

議案第 23 号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第77条—第92条）」を「第4節 運営に関する基準（第77条—第92条）に改める第5章 雑則（第93条）」

。

第3条第3項中「、責任者を設置すること等必要な」を「、必要な」に、「実施すること」を「実施する」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条に次の2項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ

れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定介護予防認知症対応型通所介護を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の

予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営規程等を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項に規定する掲示に代えることができる。

第40条第1項「この項」を「この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が当該運営推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、従業者

に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第50条中「召集して」を「招集して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該サービス担当者会議に参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第63条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第64条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要があると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から宇治市介護保険事業計画の終期まで（次期の宇治市介護保険事業計画を作成するに当たって、新たに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の代わりとなる事業所を整備することよりも、既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することがより効率的であると市長が認める場合にあっては、次期の宇治市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することができる。

第71条中「、第33条、第35条から第39条まで、第41条（第4項を除く。）及び第42条」を「、第30条の2、第33条及び第35条から第42条まで（第41条第4項を除く。）」に改

める。

第73条第1項各号列記以外の部分中「の共同生活住居」を削る。

第75条第1項を次のように改める。

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。

第79条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第92条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第81条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第85条中「の事業」を「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものという。）が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業」に改める。

第86条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第87条に次の2項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、すべての従

業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第92条中「、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第41条（第4項を除く。）、第42条」を「、第30条の2、第33条、第35条から第42条まで（第41条第4項を除く。）」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

- 第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条（第71条及び第92条において準用する場合を含む。）、第78条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及びその従業者は、交

付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 4 1 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第 2 9 条、第 6 3 条及び第 8 6 条の規定の適用については、これらの規定中「、次の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくように努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における新条例第 3 0 条の 2（新条例第 7 1 条及び第 9 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 3 0 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における新条例第 3 3

条（新条例第 7 1 条及び第 9 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 3 3 条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間における新条例第 3 0 条第 4 項（新条例第 7 1 条において準用する場合を含む。）及び第 8 7 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。